第 編 間接国税編

8 酒 税

8 - 4 免 許 場 数

8 酒 税

8-4 免許場数

(1) 酒類の製造免許場数

				_ ,,			16	年	度	
		15年度末	新 規	免 許	免 許		6ke以上	10 ke以上	60 ke以上	100 kℓ
区	分	免許場数	免許場数	取消数	消滅器数	6 k@未満	10 k@未満	60 ke未満	100k <i>0</i> 未 満	以 上 200 k <i>l</i> 未 満
		場	場	場	場	内場	内:場	内場	場	場
清	酒	228	2	5	3	23 : 30	8 : 10	54 : 68	18	28
合 成	清 酒	21	1	1	-	1 2	2 2	2 2	4	-
しょう ∫甲	類	26	1	1	-	1 2	2 - 2	5 5	1	2
ちゅう〔乙	類	51	2	2	1	3 - 15	3 - 3	8	3	2
み り	h	23	-	1	-	2 5	- 1	- 5	-	1
ビ -	ル	36	1	1	2	1 2	1 2	11 - 17	4	2
果実酒類	実 酒	49	3	3	2	13 = 18	1	1	2	1
十二	味 果 実 酒	32	2	2	2	2 = 6	- : -		-	-
ウイスキ∫ウ	イスキー	10	1	1	-	3 3			-	-
ー 類〕ブ	ランデー	6	1	-	-	- 1			-	-
スピリッ∫ス	ピリッツ	47	4	3	9	5 7	- 1		-	-
	押アルコール	25	1	1	-	1 5		- 1	-	1
リキュ	ー ル 類	60	4	3	9	7 - 14	- 7	- 8	-	3
発	泡 酒	44	1	2	-	7 = 13	- 1	- 📱 3	-	-
雑 酒 粉	末 酒	1	-	-	-	- : -	- : -	- : -	1	-
しそ(の他の雑酒	30	3	-	-	17 : 22	- 2	- 1	-	-
合	計	689	27	26	28	86 145	16 32	72 119	33	40
各酒類を通	じたもの					59	14	90	26	30

調査対象:酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場

調査時点:平成17年3月31日

(注) 1 免許場数は、酒類の種類又は品目の異なるごとに1場として掲げた。

- 2 「16年度末製造場数」欄には、1製造場で2種類(品目)以上の酒類の製造免許を受けている場合、16年度内
- 3 「16 年度末製造者数」欄には、本店(本店につき免許の有無を問わない。)の所在地において、その製造者が
- 「16 年度末免許場数」欄…3 年以上引き続き酒類を製造しない製造場数及び3 年以上引き続き酒類の 4 内書 { の合計を掲げた。

└「16 年度末製造者数」欄…試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場

(2) みなし製造場数

(2) 07.6 0 42.5	_ ,,,,,								
		瓶詰のた		│ 販売の便	輸出のた	その他			左のうち
X	分	自己の製造	共同の	宜のため	押団のた	設置認可	設置許可	計	実蔵置
	л	した酒類の			***	を受け	を 受 け を受けな		夫 戱 直 場 数
		瓶詰場	瓶詰場	のもの	めのもの	たもの	いもの		场数
		場	場	場	場	場	場	場	場
清	酒	3	1	1	12	13	-	30	18
合 成 活	青 酒	-	-	-	8	3	-	11	-
しょう∫甲	類	-	-	-	12	4	-	16	2
ちゅう〔乙	類	3	-	-	12	9	-	24	-
みり	h	1	1	-	9	2	-	13	2
ビ -	ル	-	-	1	10	1	-	12	10
	酉 類	2	-	2	17	4	-	25	-
ウ イ ス キ	一 類	-	-	2	18	4	-	24	1
スピリッ	ツ類	-	-	1	17	9	-	27	-
リキュー	ル類	1	-	1	12	7	-	21	5
雑	酒	-	-	-	19	5	-	24	-
合	計	10	2	8	146	61	-	227	38
うち実蔵置	遺場 数	3	1	2	13	19	-	38	-

調査対象:酒税法第28条第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場

調査時点:平成17年3月31日

	末	免	許	場	数	,				
200 kl 以 上 500 kl 未 満	5 0 0 kl 以 上 1,000 kl 未 満	1,000 kl 以 上 2,000 kl 未 満	2,000 kl 以 上 5,000 kl 未 満	5,000 kl 以 上 10,000 kl 未 満	10,000 ke 以 上	休 造	合 計	合計欄のうち試験のための免許場数	16 年度 末製造 場 数	16 年度末 製造者数
場	場	場	場	場	場	内:場	内場	場	場	内:者
22	7	2	2	1	-	20 : 34	105 222	9	206	8 - 213
1	1	1	1	-	-	4 - 7	9 - 21	-	2	- 21
4	3	3	-	1	1	1 2	9 - 26	1	11	1 24
2	1	-	-	-	-	12 - 16	18 - 50	6	3	4 48
1	1	1	2	-	-	2 5	4 22	3	9	2 21
2	-	1	-	-	3	1	13 34	1	30	- 📱 29
-	-	1	-	-	-	15 23	28 - 47	11	10	4 38
-	-	-	-	-	-	17 : 24	19 : 30	6	3	2 : 24
-	-	1	1	-	-	3 : 5	6 : 10	1	-	- : 6
1	-	-	-	-	-	4 = 5	4 7	3	1	1 3
-	2	-	1	-	-	19 - 28	24 - 39	5	-	1 = 29
-	1	1	-	-	2	9 - 14	10 - 25	1	3	1 = 22
-	1	-	-	2	3	8 - 14	15 52	6	12	3 = 43
-	-	-	-	-	3	4 = 23	11 43	5	3	4 = 35
-	-	-	-	-	-	- : -	- : 1	-	1	- : 1
-	-	-	-	1	1	3 6	20 : 33	7	19	17 28
33	17	11	7	5	13	121 207	295 662	65	313	48 585
24	9	7	5	4	8	37	313	16		20 286

における製造数量が最も多い種類(品目)の欄にのみ、1場として掲げた。

免許を受けている酒類の種類(品目)ごとに1者として掲げた。

製造数量が酒税法第7条第2項に規定する数量に達しない製造場数(同条第3項の規定の適用を受ける製造場数を除く。)

を有する非営業製造者数

(3) 連続式蒸留機の設備状況

製造	場 数	基	数
	16 場		19 基

調 査 対 象:「8 - 4(1)酒類の製造免許場数」のうち、 連続式蒸留機の設備を有する製造場

調査時点:平成17年3月31日

用語の説明:連続式蒸留機とは、連続して供給される アルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル 油、アルデヒド等の不純物を取り除くこと ができる蒸留機をいう。

(4) 酒母及びもろみの製造場数

X	分	製 造 場 数	左のうち休造場数
酒	母	179 場	82 場
も	ろ み	34	7

調 査 対 象:酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により免許を受けた 製造場

調査時点:平成17年3月31日

用語の説明: 1 酒母とは、 酵母で含糖質物を発酵させることができるもの 酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることがで

きるもの これらに「こうじ」を混和したものをいう。 2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講 じたもので、「こす」又は「蒸留する」前のものをいう。

(5) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

(0) /=7				販 売 場	数			
				販売方法に条件が			販売場	数の
			卸売に限る	ていないもの			うち1:	
X	分	RC 士 *** 士 ***		卸売割合が50%以				
	ח	販売業者数	旨の条件が	上又は卸売数量が		計	上引き	
			付されてい	270kℓ(ビール卸売	その他		休止し	てい
			るもの	業にあっては			る販売	場数
				120kl)以上のもの				
		者	場	場	場	場	内	場
	/全 酒 類	302	27	163	269	459	19	26
	ビ ー ル	52	8	17	49	74	4	6
販売方法	洋 酒	18	11	5	14	30	2 :	2
に条件が	輸 出 入 酒 類	68	39	34	36	109	7 :	11
付されて	(清 酒 ・ み り ん	8	8	19	3	30	1 :	1
いないも	自製 合成清酒・しょうちゅう	-	1	3	-	4	- :	-
の及び卸	(ビール	2	1	10	-	11	- :	-
売に限る	酒類 洋 酒	1	1	9	-	10	- :	1
旨の条件	計	11	11	41	3	55	1	2
が付され	その他の酒類	12	8	1	5	14	1	1
ているも	습 計 소리 (사 건) ****** 6 부모(#) ## 88	463	104	261	376	741	34	48
の	合計「小売業者の共同購入機関	12	16	-	-	16	- :	-
	のうく卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	- :	-
	くち 【製造業者の共同購入機関】	-	-	-	-	40.040	- :	-
	/ (一 般 の も の) 全酒 特 殊 の も の	12,191				16,316	393	573
		40				425 2	9	13
販売方法	類 期 限 付計	10 001				16,743	402	- 586
敗元万法	(一般のもの	12,231 28				73	2	2
限る旨の	4+ 74 0 + 0	311				529	23	31
条件が付	1 服 保 付	20				49	20 :	J1
されてい	他の一みりんだけのもの	97				286	8	8
るもの	酒類 薬用酒だけのもの	2,280				2,439	3	3
	計	2,736				3,376	36	44
	. 合 計	14,967				20,119	438	630
	, H	, 501						
媒	介業	15				35	3	3
代	理業	-				-	- :	-
	・ 流税注第9条(流精の販売業金				·	ı		

調 査 対 象: 酒税法第9条(酒類の販売業免許)の規定により免許を受けた販売業者

調査時点:平成17年3月31日

(注) 内書は、2年以上引き続き休止している販売場数を示す。

用語の説明: 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介(取引の相手方の紹介、意思の伝達又は取引内容 の折衝等その取引成立のためにする補助行為をいう。)する業務をいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理する業務をいう。 ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

(6) 免許場数の累年比較

			酒	類	製	造	免	許	場	数		酒 類	酒 類
年 度	清	酒	合成清酒		しょう	ちゅう)	ビー	Ш	その他	計	製造場数	販売場数
	Ę			甲	類	Z	類	ָ נ	,,				
		場	場		場		場		場	場	場	場	場
12		237	24		27		50		40	266	644	333	19,279
13		237	23		27		50		37	284	646	331	20,179
14		233	23		26		48		35	280	645	325	20,549
15		228	21		26		51		36	327	689	319	20,615
16		222	21		26		50		34	309	662	313	20,860

(注) この表は、「8-4(1)酒類の製造免許場数」の「16年度末免許場数」の「合計」及び「16年度末製造場数」並びに 「8-4(6)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」の「販売場数」の「計」を累年比較したものである。

(7) 税務署別免許場数(その1)

		!	製	造	免	許	場	数					
税務署名	;	A #*\T	b	ょう	ちゅ	う							\
	清酒	合成清酒	甲	類	Z	類	みりん	'	ビー	ル	果	実	酒
岐岐大高多 中岐阜阜 治関津県	場 2 8 10 13 8 14 9 64	場 - 1 1 - 1 3 2 8		場 - 1 1 - 1 3 2 8		場 - 3 2 6 - 2 - 13	ţ	易 - 1 1 - - 1 - 3		場 - - 2 - 1 3			場 4 3 2 - 1 4 3 17
静清浜浜沼熱三島富磐掛藤下静松松 県	4 4 1 2 4 - 1 1 4 2 6 7 - 36	- - - - - 1 1 - 2		1 1 1 - 3		2 2 2 1 1 4 1 - 2		- - - - - - - 1		- 1 2 5 2 2 - 1 - 2 - 15			- - 2 - 1 1 1 - 2 1 8
千名名名名名昭熱中名 古古古古古	- 4 4 - - 4 3 15	- - 1 - - - 1		- - 1 - - - - 1		3 3		- - 11 - - - 3		1 1 1 3			- - 2 - 1 - - 3
豊岡一尾半津刈豊西小新愛除張 知古海 県 東市	5 3 5 1 12 9 4 4 1 5 3 52	2 - 1 1 2 - 2 - - 8		2 1 2 1 2 - 2 - -		3 1 2 - 1 3 3 1 - - 1 4	1	1 - 2 - 1 2 6 - 1 - 3		1 - 1 - 2 - 5			2 1 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 2
市勢阪名野鹿鷲計 計	10 15 2 7 2 16 3 - 55	- 1 1 - - - - 2		2 1 - - 1 - - 4		- 1 1 - - 4 1 - 7		- 1 - - - - 1		2 - 1 - 2 2 1 - 8			1 2 2 - 1 1 1 - 7

⁽注) この表は、「8 - 4 (1)酒類の製造免許場数」及び「8 - 4 (5)酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数」を税務署 別に示したものである。

(7) 税務署別免許場数(その2)

		(~02)	製				数		
税務署名	甘 味 果実酒	ウイスキー	ブランデー	スピリッツ	原料用アルコール	リキュ	発泡酒	粉末酒	その他
						ール類			の雑酒
岐 阜 北	場 2	場 -	場 -	場 -	場 -	場 -	場 -	場 -	場 -
岐 阜 北 岐 阜 南 大 垣	2 1	- 1	-	1 1	1 1	2 2	1	-	1
高 山	-	1	-	1	-	2	2 2	-	7
多 治 見 関	1 3	-	-	1 3	1 3	2	2		- 3
中津川岐阜県計	2 11	- 2	-	2 9	2 8	1 9	- 7	-	1 12
		2		3		3	,		12
静清浜浜沼熱三島富磐掛藤下松松	-	-	-	-	1	-	-	-	-
浜 松 西	-	-	-	- 1	-	- 3	- 1	-	-
清紅松松東津海	1	1	1	2	-	3	7	-	1
	-	-	1	-	-	1	1 -	-	-
島田コ	-	-	-	1	-	1	1 -	-	1 -
留 田 磐 田 掛 川	1	-	-	1	1	1	-	-	2
藤枝	2	1	1	4	1	3	2	-	2
下 田静岡県計	- 4	- 2	3	- 9	3	1 15	- 12	-	1 7
一	_	_	-	_	_	_	1	_	_
名古屋東	-	-	-	-	-	-	-	-	-
名古屋北	2	1	-	1 3	1	1 4	1 2	-	3
名古屋中村 名 古 屋 中	- 1	-	-	-	-	- 1	-	-	-
昭和	-	-	-	-	-	-	-	-	-
下名名名名名昭熱中名 古古古古古古 屋屋屋中屋 東北西村中和田川計	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	1	-	4	1	6	4	-	3
豊 橋 岡 崎	2 1	-	-	2	1 1	1 1	2	-	3 1
一宮	1	-	-	2	2	-	2	-	-
尾張瀬戸	1 1	1	2	1 4	1 3	3	3	-	2
津 島 刈 谷	-	- 1	-	- 2	2	2 4	2 3		- 1
尾半津刈豊西小田島谷田尾牧	-	-	-	-	-	- 1	-	-	- 1
小牧	1	1	1	1	-	3	2	1	-
新 城	- 7	3	3	- 12	- 10	- 15	- 14	- 1	- 8
(除名古屋市計)	1	_	1	_	_	1	1	_	1
津市田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	2	2	-	2	2	2	1	-	1
伊 勢 松 阪	1 -	-	-	2 -	1 -	2 -	1 -	-	-
桑 名 上 野	-	-	-	- 1	-	- 1	1 2		-
鈴 鹿	1	-	-	-	-	1	-	-	-
尾 鷲	5	2	1	5	3	7	6	-	1 3
総計	30	10	7 マミのタルナ	39	25	52	43	1	33

用語の説明: 1

^{1 (}A)は、卸売に限る旨の条件が付されているもの 2 (B1)は、販売方法に条件が付されていないもので、卸売割合が 50%以上又は卸売数量が $270 \ k\ell$ (ビー3 (B2)は、販売方法に条件が付されていないもので、(B1)以外のもの

				販	売	·····································			
				卸 売	 業 等		小 デ	業	
	4.1	製造場数		販	売 場	数		55 15 W	税務署名
合	計		販売業者数	(A)	(B ₁)	(B ₂)	販売業者数	販売場数	
	場 8 25 25 34 14 43 25	場 6 9 12 23 9 17 11	者 16 18 13 26 5 11 2	場 - 3 1 3 2 4 -	場 3 5 4 6 5 5 2	場 12 14 9 19 7 4 6	者 460 285 534 371 284 398 215	場 565 425 666 455 411 516 254	岐岐大高多 中 阜阜 治関津
	174 4 6 2 11 29 4 7 6 11 12 6 32 3 133	87 4 5 2 3 12 2 5 3 5 4 6 11 2 64	91 25 7 20 7 13 13 16 5 17 3 5 4 12 147	13 7 1 3 2 4 1 5 2 - 1 1 1 - 27	30 19 4 5 4 10 4 3 2 4 3 2 4 2 66	71 17 5 16 6 8 11 12 2 16 3 4 1 10 111	2,547 381 312 477 244 464 161 261 256 349 305 237 262 187 3,896	3,292 500 396 643 347 619 242 350 309 486 395 304 376 233 5,200	岐 静清浜浜沼熱三島富磐掛藤下静阜 松松
	2 - 8 29 - 3 - 4 6 52	1 - 5 5 - 1 - 4 4 20	9 4 5 13 12 26 15 4 6 94	7 1 2 4 2 13 1 4 1 35	9 4 5 9 15 23 2 9 10 86	6 10 3 11 14 12 12 9 9	220 117 272 193 232 199 534 386 241 2,394	313 114 324 332 370 299 615 570 335 3,272	千名名名名名昭熱中名古古古古古 屋屋屋中屋 市
	26 10 21 7 41 19 32 5 5 18 3 187	8 6 7 1 15 9 10 4 2 10 3 75	9 3 10 5 7 13 6 2 3 15	2 2 2 6 2 3 2 2 5	9 2 2 5 4 4 8 3 1 8 -	18 4 7 2 6 7 3 3 3 10 2 65	708 289 425 159 588 276 367 333 150 601 130 4,026	916 397 585 207 801 377 571 467 220 783 151 5,475	豊岡一尾半津刈豊西小新愛除 四伊張 知古津日 県屋市 県屋市 中島谷田尾牧城計計 市勢
	18 34 15 7 5 28 8 1 116	12 16 4 7 3 20 4 1 67	11 6 17 5 2 7 5 5 5 58	- 2 - - - 1 3	7 6 5 3 3 5 1 3 33	6 1 13 4 5 6 5 3 43	341 303 390 235 205 252 193 185 2,104	442 489 539 303 262 318 294 233 2,880	(常四伊松桑上鈴尾三総百二十一市 市勢阪名野鹿鷲計 計

ル卸売業にあっては 120 kl) 以上のもの